

甲賀市文化のまちづくり審議会委員

【募集要項】

甲賀市教育委員会事務局 社会教育スポーツ課

甲賀市文化のまちづくり審議会委員募集要項

令和7年5月20日

甲賀市教育委員会事務局社会教育スポーツ課

1. 趣旨

この要項は、甲賀市文化芸術振興条例第11条の規定により委嘱する甲賀市文化のまちづくり審議会委員について同条例第11条第5項の委員の公募について、必要な事項を定める。

2. 甲賀市文化のまちづくり審議会委員の概要

設置根拠	甲賀市文化芸術振興条例 (令和6年12月27日条例第34号) 第11条
職務	文化芸術施策の推進について調査、審議する。 文化芸術施策の推進に関し必要な事項について、教育委員会に意見する。
会議等の開催予定	・審議会 年 2～4回(1回2時間程度)
委員数	15名以内(内公募委員1名)
委嘱の基準	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) その他教育委員会が適当と認める者

3. 募集内容

- (1) 募集人員 1名
- (2) 任期 委嘱した日から令和9年6月30日
- (3) 謝金 会議1回出席につき5,000円

4. 応募資格

- (1) 20歳以上で甲賀市内に住所を有する方、又は市内に通勤・通学されている方
- (2) 市政への参加意欲がある方
- (3) 甲賀市の文化芸術について関心がある方
- (4) 応募日以前1年間において、市が設置する審議会等の委員でない方、または応募の時点で市が設置するその他審議会等の委員に応募していない方
- (5) 平日(昼間、夜間)に開催する会議に出席できる方
- (6) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する方は応募できません。

5. 募集期間

令和7年5月20日（火）から6月17日（火）17時まで

6. 応募方法

(1) 提出書類

ア 甲賀市文化のまちづくり審議会委員応募用紙（様式第1号）

イ 甲賀市文化のまちづくり審議会委員 作文用紙（様式第2号）

作文のテーマは次のとおりとします。

「わたしが考える文化や芸術を活かしたまちづくりについて」

(2) 提出方法

(1)の提出書類を郵送、電子メール、直接持参のいずれかの方法で社会教育スポーツ課へご提出ください。

郵送	〒528-0005 甲賀市水口町水口 5633 番地 甲賀市あいこうか市民ホール 【提出期限】6月17日（火）必着
電子メール	甲賀市あいこうか市民ホール E-mail:aikoka-hall@city.koka.lg.jp 【提出期限】6月17日（火）17時受信分まで
直接持参	甲賀市あいこうか市民ホール 【受付時間】募集期間内の火曜から日曜 （月曜日を除く） 午前9時00分から午後5時15分まで ※ただし、6月17日（火）は午後5時まで